

《川崎町温泉事業特別会計》

議案第16号

平成31年度川崎町温泉事業特別会計予算

平成31年度川崎町の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,555千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

平成31年3月5日提出

川崎町長 小山 修作

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		10,299
	1 使用料	10,299
2 温泉維持費		1
	1 温泉維持費	1
3 財産収入		62
	1 財産運用収入	62
4 繰入金		1,170
	1 基金繰入金	1,170
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		22
	1 雑入	22
歳 入 合 計		11,555

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 温泉管理費		11,054
	1 温泉管理費	11,054
2 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	11,555

歲入歲出予算事項別明細書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比 (%)
1 使用料及び手数料	10,299	11,568	△1,269	89.2
2 温泉維持費	1	1	0	0.0
3 財産収入	62	65	△3	0.5
4 繰入金	1,170	185	985	10.1
5 繰越金	1	1	0	0.0
6 諸収入	22	22	0	0.2
歳入合計	11,555	11,842	△287	100.0

[歳 入]

2 歳 入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使 用 料

款	項	目	項 目 名	本 年 度	前 年 度	比 較
1			使用料及び手数料	10,299	11,568	△1,269
	1		使 用 料	10,299	11,568	△1,269
		1	温泉使用料	10,299	11,568	△1,269
2			温泉維持費	1	1	0
	1		温泉維持費	1	1	0
		1	温泉維持費	1	1	0
3			財産収入	62	65	△3
	1		財産運用収入	62	65	△3
		1	利子及び配当金	10	10	0
		2	財産貸付収入	52	55	△3
4			繰 入 金	1,170	185	985
	1		基金繰入金	1,170	185	985
		1	基金繰入金	1,170	185	985
5			繰 越 金	1	1	0
	1		繰 越 金	1	1	0
		1	繰 越 金	1	1	0
6			諸 収 入	22	22	0
	1		雑 入	22	22	0
		1	雑 入	22	22	0
			歳 入 合 計	11,555	11,842	△287

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 温泉使用料	10,299	001 現年度分温泉使用料 9,404 002 滞納繰越分温泉使用料 895
1 温泉維持費	1	001 温泉維持費
1 基金利子	10	001 温泉事業基金利子
1 土地貸付収入	52	001 土地貸付収入
1 基金繰入金	1,170	001 温泉事業基金繰入金
1 繰越金	1	001 前年度繰越金
1 雑入	22	001 雑入

〔 歳 出 〕

3 歳 出

(款) 1 温泉管理費

(項) 1 温泉管理費

款	項目	項目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
	1	温泉管理費	11,054	11,341	△287			1,255	9,799
	1	温泉管理費	11,054	11,341	△287			1,255	9,799
	1	一般管理費	4,070	3,398	672			85	3,985
	2	温泉施設費	6,984	7,943	△959			1,170	5,814

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	30	021 温泉審議委員報酬
2 給料	1,554	003 職員給料
3 職員手当等	765	031 職員扶養手当 60 033 職員通勤手当 12 035 職員時間外勤務手当 74 039 職員期末手当 367 040 職員勤勉手当 252
4 共済費	524	031 職員共済費
9 旅費	25	002 普通旅費 4 003 研修旅費 21
11 需用費	286	001 消耗品費 67 002 燃料費 116 003 食糧費 3 006 修繕料 100
12 役務費	75	001 通信運搬費 38 003 手数料 7 011 保険料 30
14 使用料及び賃借料	1	001 自動車等借上料
19 負担金、補助及び交付金	392	011 各種法令外負担金等 64 083 職員退職手当組合負担金 328
25 積立金	11	051 温泉事業基金積立金
27 公課費	407	001 自動車重量税 7 011 消費税納入金 400
7 賃金	33	032 草刈人夫賃金
11 需用費	4,088	001 消耗品費 50 005 光熱水費 3,738 006 修繕料 300
13 委託料	153	033 施設機器保守料 100 061 各種検査等委託料 53
14 使用料及び賃借料	260	001 自動車等借上料 30 021 土地・建物等借上料 230
15 工事請負費	2,200	001 維持補修工事費

(款) 1 温泉管理費

(項) 1 温泉管理費

款項目	項目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1 1 2								
2 公債費		1	1	0				1
1 公債費		1	1	0				1
1 利子		1	1	0				1
3 予備費		500	500	0				500
1 予備費		500	500	0				500
1 予備費		500	500	0				500
歳出合計		11,555	11,842	△287			1,255	10,300

給与費明細書(温泉事業特別会計)

1 特別職

(単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費	退 職 手 当 組 合 負 担 金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
本 年 度	長 等											
	議 員											
	そ の 他	7	30					30			30	
	計	7	30					30			30	
前 年 度	長 等											
	議 員											
	そ の 他	7	30					30			30	
	計	7	30					30			30	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他											
	計											

2 一般職

(1) 総 括

(単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	退 職 手 当 組 合 負 担 金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
本 年 度	1		1,554	765	2,319	524	328	3,171	
前 年 度	1		1,509	719	2,228	512	319	3,059	
比 較			45	46	91	12	9	112	

(単位:千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末	勤 勉	寒 冷 地	扶 養	住 居	通 勤	管 理 職	時 間 外	特 殊 勤	そ の 他	合 計
		手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	務 手 当	の 手 当	
内 訳	本 年 度	367	252		60		12		74			765
	前 年 度	336	238		60		12		73			719
	比 較	31	14						1			46

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	45	給与改定に伴う増減分	5	給料改定率 31年度 0.16% 30年度 0.20%	
		昇給に伴う増加分	40	普通昇給率 (平均) 31年度 2.63% 30年度 2.67%	31年度給料額 (平均) 昇給後給料月額 265,700円 昇給前給料月額 258,900円
		その他の増減分			増 員 0人 減 員 0人 計 0人
職員手当	46	制度改正に伴う増減分	9	給与条例の改正	
		その他の増減分	37	昇給に伴う各種手当の増	増 員 0人 減 員 0人 計 0人

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 職	単 純 労 務 職
平成31年1月1日現在	平均給料月額・(円)	258,100	
	平均給与月額・(円)	270,100	
	平均年齢・(歳)	40.83	
平成30年1月1日現在	平均給料月額・(円)	250,500	
	平均給与月額・(円)	260,500	
	平均年齢・(歳)	39.83	

※ 平均給与月額は、期末・勤勉手当及び寒冷地手当を除いて算出している。

イ 初任給

区 分	行政職・(円)	単純労務職・(円)	国 の 制 度	
			行政職・(円)	単純労務職・(円)
高校卒	148,600	146,000	148,600	146,000
短大卒	161,300	—	161,300	—
大学卒	180,700	—	180,700	—

※ 高校卒は初級試験・短大卒は中級試験・大学卒は上級試験の区分による。

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職			単 純 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成31年1月1日現在	1 級			1 級		
	2 級			2 級		
	3 級	1	100.0	3 級		
	4 級			4 級		
	5 級					
	6 級					
	計	1	100.0	計		
平成30年1月1日現在	1 級			1 級		
	2 級			2 級		
	3 級	1	100.0	3 級		
	4 級			4 級		
	5 級					
	6 級					
	計	1	100.0	計		

(級別の職務分類)

職務の級		職 務
行 政 職	1 級	定型的な業務を行う主事、保健師、栄養士、幼稚園教諭、保育士又は技師（以下「主事等」という。）の職務
	2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務
	3 級	1 課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務 2 係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務
	4 級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務
	5 級	1 会計管理者の職務 2 課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして長が規則で定める職の職務
	6 級	1 会計管理者の職務（5級に掲げる者を除く。） 2 重要な業務を所掌する課の長の職務又は複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして長が規則で定める職の職務
単 純 労 務 職	1 級	1 運転技術員等の職務 2 業務員等の職務
	2 級	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う運転技術員等の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員等の職務
	3 級	1 主任の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う運転技術員等の職務 3 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員等の職務

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			行 政 職	単 純 労 務 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	1	1		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1	1		
	号俸数別内訳	2号俸 (人)			
		4号俸 (人)	1	1	
		6号俸 (人)			
		8号俸 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)		100.0	100.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	1	1		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1	1		
	号俸数別内訳	2号俸 (人)			
		4号俸 (人)	1	1	
		6号俸 (人)			
		8号俸 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)		100.0	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月別)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	2.225	2.225	4.450	・係長、主査職員5% ・課長補佐、次長、主幹職員10% ・課長、局長、室長、所長、事務長職員15%	長の定める者に限る。
前 年 度	2.125	2.275	4.400	・係長、主査職員5% ・課長補佐、次長、主幹職員10% ・課長、局長、室長、所長、事務長職員15%	長の定める者に限る。
国 の 制 度	2.225	2.225	4.450	・係長等の職務5% ・課長補佐等の職務10% ・課長等の職務15%	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 額	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (1年当2%加算)	退職手当組合条例による調整措置有
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (1年当最高で3%加算)	(")

※ 支給率については、平成30年4月1日現在。

キ 地域手当

支給対象地域	東京都 (1 級地)	多賀城市 (5 級地)	仙台市 (6 級地)	備 考
支給率(%)	20/100	10/100	6/100	給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額を基礎額とする。
支給対象職員数 (人)	0 人	0 人	0 人	
国の指定基準に基づく支給率 (%)	20/100	10/100	6/100	

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種			
		行 政 職	単 純 労 務 職		
給料総額に対する比率 (%)					
支給対象者の比率 (%)					
代表的な特殊勤務手当の名称					

コ その他の手当

区 分	国 の 制 度 の 異 同	差 異 の 内 容
扶養手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	
寒冷地手当	同 じ	
児童手当	同 じ	

